

Vol
90
2025

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 令和7年度の「再犯防止啓発月間」の取組をお伝えします！
- 「第4回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)を開催しました！
- 再犯防止国連準則に係る決議案が、国連犯罪防止刑事司法委員会において採択されました！
- 矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー
- 「変わっていく時間」に希望を持って～第75回“社会を明るくする運動”～



《特集記事》

- 01 令和7年度の「再犯防止啓発月間」の取組をお伝えします！
- 03 「第4回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)を開催しました！
- 06 再犯防止国連準則に係る決議案が、国連犯罪防止刑事司法委員会において採択されました！
- 09 矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー
- 11 「変わっていく時間」に希望を持って
～第75回“社会を明るくする運動”～

《常設記事》

- 15 お答えします～「ODR」について～
- 17 記者が行く！～共同キオスクって何だろう～

《連載記事》

- 20 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.69
～法テラスってどんな業務を行っているの？～
- 21 法制度整備支援の現場から
- 22 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.26
～再犯防止推進第一係・第二係～

《情報告知記事》

- 24 法の日フェスタ in 赤れんが2025

令和7年度の「再犯防止啓発月間」の取組をお伝えします！

再犯の防止等の推進に関する法律では、国民の皆さまに、広く再犯の防止等について関心を深めていただくため、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨が定められています。法務省では、毎年、同月間を中心として再犯防止に関する広報・啓発活動を実施しています。以下、本年度の取組をお伝えします。

再犯防止に関する広報・啓発動画の制作

再犯防止の広報・啓発動画「コットンと考える「再犯防止」～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～」をYouTube 法務省チャンネルで公開しました。

この動画では、吉本興業株式会社所属のお笑いコンビ・コットンさんが、民間の立場で、罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰支援に長年携わってきた伊豆丸剛史さんにインタビューを行っています。

再犯防止においては、支援者だけでなく、地域社会の皆さまにも、犯罪の背景にある「生きづらさ」に関心を寄せていただくことが重要であることを伝える内容となっています。

また、この広報・啓発動画を一人でも多くの方に知っていただけるよう、1分版と30秒版のPR動画も制作しました。

これらの動画を令和7年7月1日（火）からYouTube 法務省チャンネルで公開したところ、月間中（7月1日～同月31日）の総再生数は92,730回となり、多くの方々に視聴していただきました。

再犯防止について、あまり詳しくない方でも気軽に見ていただける内容となっております。まだ御覧になっていない方は、YouTube 法務省チャンネルでぜひ御覧ください！！



▲広報・啓発動画のサムネイル

再犯防止啓発月間ポスターの制作

今年度は「再犯防止啓発月間ポスター」も併せて制作しました。ポスターは法務省関係機関のほか、地方公共団体、警察署、大学など様々な場所で掲示いただきました。



▲再犯防止啓発月間ポスター

終わりに

今回の記事では、今年度の再犯防止啓発月間における取組について紹介いたしましたが、法務省では、その他にも再犯防止に関する様々な取組を実施しておりますので、今後の活動にもぜひ御注目ください！

「第4回アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP)を開催しました！

令和7年6月24日から同月26日までの間、「第4回アジア太平洋刑事司法フォーラム」を開催しました。

アジア太平洋刑事司法フォーラム (Crim-AP) とは？

アジア太平洋刑事司法フォーラム（英語名：Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称：Crim-AP）は、令和3年3月に第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称：京都コンgres）において採択された「京都宣言」を実施していくための取組の1つとして、法務省が国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で開催する国際会議です。

「京都宣言」では、国際協力の強化や、法執行機関による地域ネットワークを構築することの重要性が確認されましたが、日本を含むアジア太平洋地域においては、各国法制度や運用等についての理解不足などにより、国際協力には、なお改善の余地があります。

そこで、アジア太平洋地域における各国の法制度や運用等について情報共有を行い、刑事司法実務家同士のネットワークを構築することによって、国際協力の一層の強化を図るため、本フォーラムを定期開催することとされたものです。

第4回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催結果

第4回アジア太平洋刑事司法フォーラムには、日本のほか、アジア太平洋地域の22の国・機関から刑事司法実務家が集まりました。

【参加国・機関】

オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、米国、ベトナム、ASEAN事務局、タイ法務研究所（TIJ）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）

開会式では、神田潤一法務大臣政務官及びベネディクト・ホフマンUNODC東南アジア・大洋州地域事務所長代行から御挨拶があり、その後、各国・機関の代表団長で記念撮影を行いました。



神田法務大臣政務官



ホフマン所長代行



集合写真

開会式後、捜査共助と矯正保護に関する2つの分科会に分かれて、捜査共助作業部会においては、過去3回の議論を踏まえた各国の捜査共助に関する情報共有や総括を行ったほか、2020年に設立された東南アジアを始めとする国・地域の司法協力のためのネットワークである「東南アジア司法ネットワーク（SEAJust）」とのスペシャルセッションを実施しました。矯正保護作業部会においては、「多様なステークホルダーの協力と再犯を減らすための社会的アプローチ」と題するテーマについて情報共有や意見交換を行いました。



分科会の様子（1）



分科会の様子（2）



スペシャルセッションの集合写真

また、今回のフォーラムでは、初めての試みとして、各国の刑務所における刑務作業製品の展示や、矯正保護分科会の希望者を対象とした矯正施設及び更生保護施設の施設見学を実施しました。



刑務作業製品の展示



府中刑務所見学



更生保護施設「紫翠苑」見学



更生保護施設「くにたち安立」見学

再犯防止国連準則に係る決議案が、国連犯罪防止刑事司法委員会において採択されました！

令和7年5月19日から23日までの間、オーストリア・ウィーンで第34会期国連犯罪防止刑事司法委員会（英語名：The Commission on Crime Prevention and Criminal Justice 略称：CCPCJ）が開催され、神田法務大臣政務官がプレナリー（本会議）においてハイレベルステートメントを実施したほか、我が国が提出した再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）の決議案が採択されました。

再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）とは？

京都 kongressにおいて、各国の関心が特に高かった論点の1つは、再犯の防止であり、議論の結果、国際社会が再犯防止の取組を推進していくべきとの合意が形成されました。このような国際的な合意を具体的に推進するものとして、国連準則があり、国際的な基準として、各国で立法や施策の立案・実施の際の参考にされています。

我が国は、再犯防止推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実にその効果を上げてきています。このような官民連携による社会復帰支援など、日本の強みを準則に最大限反映させるべく、法務省は外務省と連携して再犯防止国連準則の策定を主導してきました。

本準則には、保護司制度等の官民連携やマルチステークホルダー・パートナーシップ（多機関連携）による再犯防止に関する日本の知見が盛り込まれており、その通称は今回の決議において「京都モデルストラテジー」とすることが決定されました。

今後、国連経済社会理事会（ECOSOC）及び国連総会での手続を経て、今年中に正式に成立となる見込みです。

神田政務官がハイレベルステートメントを実施するとともに、我が国がサイドイベントを実施しました。

神田政務官は、日本政府代表団長として、プレナリー（本会議）においてハイレベルステートメントを実施し、法務省が推進している司法外交の取組を紹介したほか、京都 kongressで採択された「京都宣言」の更なる実施の重要性を強調するとともに、再犯防止国連準則の決議案への支持等を訴えました。



神田政務官によるハイレベルステートメントの様子

また、我が国はUNODCとの共催で「再犯防止に関する国連モデルストラテジーの誕生：地域社会のより広範な参加による安全な社会の実現に向けた行動」というテーマで、同準則に焦点を当てたサイドイベントを実施しました。このサイドイベントでは、各国の専門家等から、同準則に関する知見やベストプラクティスが紹介されたほか、活用促進に向けて活発な議論が行われました。

法務省は、司法外交の一環として、国連アジア極東犯罪防止研修所の研修により開発途上国における本準則の活用を支援すること等を通じ、各国における再犯防止施策の充実に向け、国際社会におけるリーダーシップを発揮していきます。



サイドイベントの様子

「アジア太平洋刑事司法フォーラム」や「再犯防止国連準則」を含む京都コングレスの成果の具体化及び実施に関する情報については、以下の専用ウェブサイト又は専用Xを御覧ください。

専用ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/Implementing_the_Kyoto_Declaration/index.html



専用 X

[@MKyotocongress \(日本語\)](#)

[@CongressKyoto \(英語\)](#)



矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー

令和7年6月に拘禁刑が施行されるなど、矯正行政は大きな変革期にあります。変革に向けた取組を着実に推進し、拘禁刑にふさわしい処遇を実現するためには、矯正施設で働く職員はもとより、国民の皆さまの御理解と御協力を得ていくことが重要となっています。

そこで、矯正局では、これからの社会の中で矯正行政が果たすべき役割を明らかにする、「ミッション・ビジョン・バリュー」の策定に向け、125名の職員をメンバーとするプロジェクトを立ち上げました。

本プロジェクトでは、それぞれのメンバーが犯罪被害者、職場の上司や部下、同僚等へのインタビューを実施したほか、大学生や会社員等、一般の方とのワークショップを開催し、延べ1500名もの多くの声をもとに、ミッション・ビジョン・バリューを策定しました。

矯正局では、策定したミッション・ビジョン・バリューをもとに、取組を進めてまいります。



ワークショップの様子

○ミッション：更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を

私たちは、どんなときも犯罪や非行をした人と向き合ってきました。

安全な環境を保つこと。自らの罪と向き合い、真摯な反省の下、責任ある社会の一員として再び生きようとする事。

それが、新たな被害を防ぎ、安全で豊かな社会につながると信じて。

過去や未来と向き合い、その人の心を動かすこと。

そして、共に生きようとする社会を創ること。

「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」

それが、私たちの使命です。

〇ビジョン：罪と向き合い、社会とつながる場所

私たちは、犯罪や非行をした人が、人や社会とのつながりの中で更生し、共生できる社会を創ります。

そのための安全について考え、実践と改善を重ねます。

社会のあらゆる人と共に更生について考え、それぞれの価値観と世界観を共有しながら、協働します。

そのためにも、私たち自身の健康や幸福について考え、環境を整えていきます。

〇バリュー

24時間365日、私たちは見守り続ける。

日中の工場や教室で。夜の廊下で。

一人ひとりの観察と、一つ一つの確認を繰り返し、声をかけていく。

一人ひとりが、それぞれの持ち場で自らの責務と真摯に向き合う。

目の前にいるその人が、自らに科された一日一日を大切に重ねていくように。

安全で豊かな社会に向けて。

- 1 犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪や非行をした人の過去にも目を向けて、真摯な反省と更生に向けた思いや行動が生まれるよう、対話を重ねます。
- 2 安全を守り、回復と更生を支援する対人援助職として、公平・公正に振る舞い、自らの責任を果たしていきます。このために常に学び、磨く姿勢を持ち、社会とつながりながら、創意工夫を重ねます。失敗を教訓と捉え、困難な課題にも挑戦していきます。
- 3 多様な価値観を受け入れ、それぞれの強みが発揮されるよう助け合い、共に成長し、共に幸福であらうとします。

(※) ミッション：社会の中で果たすべき役割

ビジョン：20年後の目指す姿

バリュー：一人一人の職員が持つべき価値観や行動基準

矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー（ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/mission/>



「変わっていく時間」に希望を持って ～第75回“社会を明るくする運動”～

“社会を明るくする運動”（通称「社明（しゃめい）運動」）は、国民の皆さまが、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための国民運動として、本年で記念すべき75回を迎えます。本年の運動におけるコンセプトや取組について、御紹介します。

#社明75 のコンセプト



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第75回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの支え、新たな被害者も加害者も生まれない安全・安心な地域社会を目指す国民運動です。

社明 しゃめい

検索



第75回“社会を明るくする運動”ポスター

昨年の第74回運動では、「想う、ときには足をとめ。」をメインコピーとし、「待てない社会」「ファスト文化」などと言われる高度に情報化された現代社会において、更生保護に関わる人たちが、人を信じて「待つこと」「時間をかけること」に価値を置く姿に焦点を当てました。

第75回のメインコピーは、「Time with Hope—進む、希望とともに。」。立ち直る

うと努力する人たちと、そんな彼ら、彼女たちが変わっていくことを願って、寄り添い、ともに歩み続ける更生保護ボランティアの姿・時間に焦点を当てています。立ち直りを支える方々の想いを広く知っていただくことにより、もっともっと更生保護の取組への御理解を広げていきたいと思っています。

#社明75における取組

「社明運動」は各都道府県、市区町村において、地方公共団体、保護観察所、民間団体等が協力して、毎年、各地域に根差した特色ある活動を展開しています。ここでは、中央で実施した主な取組について御紹介します。

【吉本興業とのコラボレーション】



キックオフイベントの様子

7月1日（火）、渋谷よしもと漫才劇場において、第75回“社会を明るくする運動”強調月間のキックオフイベントを開催しました。例年は法務省にて開催していたところ、本年は渋谷よしもと漫才劇場で開催するという初めての試みでしたが、100名を超える方に御来場いただき、盛況のうちに終了しました。当日は、鈴木法務大臣から、第75回“社会を明るくする運動”強調月間のスタート宣言が行われました。

また、このイベントでは、「動画で社会を明るくせよっ」よしもと若手芸人リールコンテスト」の開幕式が行われました。このコンテストは、若手芸人の方々が“社会

を明るくする運動”をテーマに作成した動画をInstagramに投稿し、「いいね」の数を競うもので、当日はコンテスト出場者9組の作品が披露されました。なお、このコンテストは、7月25日（金）に終了し、さや香さんが見事優勝に輝きました。さや香さんには、“社会を明るくする運動”よしもとサポーターに就任いただき、今後、社明運動を応援していただく予定です。

キックオフイベントの様子は、後日、YouTube法務省チャンネルにアップしますので、ぜひ御覧ください！

【丸善雄松堂様・丸善ジュンク堂書店様による御協力】

丸善雄松堂株式会社様及び株式会社丸善ジュンク堂書店様の御協力により、強調月間である7月中、両社の運営する全国の書店や図書館等において、“社会を明るくする運動”のポスターを掲示いただくほか、スタッフの皆さまに「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を着用いただきました。



書店における広報の様子

運動の輪の拡大

中央行事だけではなく、各地の「社明運動」を地域の方々に知っていただき、さらにはイベントに参加いただけるよう、積極的な情報発信を行ってまいります。本運動が目指す立ち直り支援の輪に、ぜひ御参加ください。引き続き皆さま方の御協力をど

どうぞよろしくお願い申し上げます。



“社会を明るくする運動” ウェブサイト

<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/syamei/>

お答えします～「ODR」について～

Q1 ODR とは何ですか？

裁判によらないで、公正中立な第三者が当事者の間に入り、話し合いでトラブルを解決する「調停」や「あっせん」といった手続のことを総称して「ADR（Alternative Dispute Resolution）」といいます。

「ODR（Online Dispute Resolution）」とは、デジタル技術を活用してオンライン上で行う ADR です。ウェブ会議やチャット等を使ってオンラインで調停等を行います。また、デジタルプラットフォーム上での苦情対応や法律・消費者相談、トラブル解決の手続案内なども広い意味では ODR に含まれます。

Q2 ADR も ODR も、具体的なイメージが分かりません。

手続の一般的な流れや ODR のメリットを動画にまとめています。ぜひ御覧ください。



Q3 私も ODR を使えますか？

インターネットに接続できるスマートフォンやパソコンがあれば、誰でも使えます！まずは、あなたが手続を依頼しようとする機関が ODR に対応しているかを確認してみましょう！

法務省では、法務大臣が認証した民間の ADR 事業者の情報をホームページで公開しています。ODR に対応しているのかだけでなく、どのような分野のトラブル（紛争）を取り扱

っているのか、土日や夜間の対応はしているのかといった情報も掲載しています。御自身にあった事業者を探す際の御参考にしてください。

なお、ODRの実施方法は事業者によって異なりますので、各事業者にお問合せください。



記者が行く！～共同キオスクって何だろう～

記 者

皆さま、こんにちは！

今回は、4月から一部の空港で本格運用が始まった共同キオスクについて、出入国在留管理庁出入国管理課の担当者にお話を伺おうと思います。

さっそくですが、共同キオスクとはどのような取組なのでしょうか？

担 当 者

共同キオスクは、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、入管・税関手続に必要な情報を同時に提供することを可能とするものですが、省庁の枠組みを超えた取組として、出入国在留管理庁及び財務省税関が共同で導入、運用を行っており、令和7年4月から順次、羽田空港、成田空港、関西空港で本格運用を開始しています。



共同キオスクのポスター

記 者

確かにニュースや新聞でも最近目にすることがありますね。共同キオスクは、どのように利用するのでしょうか？

担当者

次の手順に沿って、日本人・外国人ともに共同キオスクを御利用いただけます。

- ① デジタル庁が提供する Visit Japan Web（VJW）で税関申告書や ED カード（外国人の場合）の内容を入力し、二次元コードを作成します。
- ② 共同キオスクに二次元コード及び IC 旅券を読み取らせ、顔写真（加えて、外国人は指紋）を提供します。
- ③ 日本人の場合、ウォークスルーゲートに情報が連携され、旅券の再提示なく顔認証で帰国手続きを受けることができます。
外国人の場合、審査に必要な情報は提供済みであり、スムーズに入国審査を受けることができます。
- ④ 税関検査が不要な場合、顔認証で税関 E ゲートを通過できます。

記者

共同キオスクの導入後、入国審査はどのように変わりますか？

担当者

日本人については、改めて旅券を提示することなくウォークスルーゲートにより入国審査場を立ち止まることなく通過できます。

外国人については、従来の入国審査では審査ブース等で取得していた指紋・顔写真や ED カードの情報を、審査場外にも設置可能な共同キオスクで取得することにより、混雑するポイントを分散させることができます。

先日、現場へ視察に行った際、共同キオスク利用者の入国審査にかかるスピードが格段に速くなっていることを確認できました。その効果をより普及させることで、入国審査が変わっていくと確信しています。



関西空港（第1ターミナル）の共同キオスク

記 者

今後、他の空港に共同キオスクが導入される予定はありますか？

担 当 者

現在、共同キオスクは関西空港（第1ターミナル・第2ターミナル）、羽田空港（第2ターミナル・第3ターミナル）及び成田空港（第3ターミナル）で運用中ですが、令和7年度中に成田空港には増設（第1ターミナル・第2ターミナルに新しく導入）し、福岡空港には新しく導入することを予定しています。

対象空港を御利用の際は、ぜひ共同キオスクを御活用いただき、スムーズな入国手続を御体感ください。

記 者

今後ますます便利になるということですね！旅行や出張で海外から帰国する際は、さっそく共同キオスクを利用してみたいと思います。

今回はありがとうございました！

Vol.69 ～法テラスってどんな業務を行っているの?～

法テラスは、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指しています。

法テラスでは、主に5つの業務を行っていますので、改めて紹介します。

■ 法テラスの5大業務

- 経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談、弁護士・司法書士費用等の立替えを実施
- 認知機能が十分でない方に対し、資力にかかわらず法律相談を実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を実施

- お問合せ内容に応じ、法的トラブルの解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を、電話やメール、チャット、面談により、無料で提供

- 犯罪被害者支援に関する情報を提供（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介）
- DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対し、資力にかかわらず法律相談を実施
- 刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選被害者参加弁護士候補者を裁判所に通知
- 国選被害者参加弁護士に対する報酬等の算定・支払
- 被害者参加人へ旅費等を支給

- 司法へのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させ、法律サービス全般を提供

- 法テラスと契約した弁護士を国選弁護人等候補者として、裁判所に通知
- 国選弁護人等に対する報酬等の算定・支払

情報提供業務



民事法律扶助業務



司法過疎対策業務



犯罪被害者支援業務



国選弁護等関連業務



■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！

フォロワー随時募集中♪
「法テラス公式X」

● 広報誌「ほうてらす」



【第60号】

特集：「若者の貧困」

表紙・インタビュー

：河井 ゆずる さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
「ほうてらす」

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説! 法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください!
「法テラス公式YouTubeチャンネル」

■ 法テラスって?

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

カンボジア長期派遣専門家 後藤 圭介

カンボジアに赴任してから約1か月が経ちました。現在のJICAプロジェクトは、2022年11月から5年間で、カンボジアの裁判官・検察官等を養成する教育機関の教官や将来教官となる若手裁判官らと共に、教材の作成等の活動を通じて、教官等の能力向上や上記教育機関の質の向上を目的とするもので、プロジェクトの折り返し地点に差し掛かっています。

先日、裁判官を目指す学生による模擬裁判を傍聴しました。模擬裁判は、これまでも実施されていたとのことですが、当オフィスのベテランスタッフですら初めて傍聴したとのこと、非常に貴重な機会となりました。

この模擬裁判は、貸金返還請求事件を題材にした模擬記録を使い、4日間にわたって、学生が裁判官や各代理人に分かれて、一連の民事手続を実演するもので、使用された模擬記録は、2007年にJICAの支援で作成されたものでした。

この模擬記録は、これまでも何度か形式面を改訂したようですが、今年の模擬裁判の前に、初めて内容面の改訂を行ったとのことでした。この改訂は、学生に新たな問題点を提示し、それを踏まえてどのような訴訟手続をすべきかを検討させる内容となっており、一つの模擬記録で様々なことが学べる学習効果の高い改訂でしたが、この改訂が普段から私たちと共に活動をしている裁判官の提案だったことを知り、これまでの人材育成の支援の成果の現れであると感じました。

このような人材育成に関するエピソードは他にもあり、日本による長年の支援が意味のあるものであったと感じています。今後も、何がカンボジアの人材育成に資するかを日々考えながら活動していきたいと思っています。

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.26 ～再犯防止推進第一係・第二係～

係 名：再犯防止推進第一係・第二係

所 属：大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

Q1 再犯防止推進第一係・第二係ってどんな仕事をしているの？

平成28年の再犯防止推進法の制定、平成29年の再犯防止推進計画（第一次）の策定を受け、平成30年度、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室が設置されました。現在は、令和5年3月の第二次再犯防止推進計画の策定を受け、再犯防止施策の更なる推進を図っています。

再犯防止推進第一係・第二係では、政府一丸となって取り組んでいる再犯防止施策の総合調整を担っており、その中でも、第一係は、地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための各種施策や再犯防止推進白書の作成等を、第二係は、再犯防止啓発月間（毎年7月）における広報・啓発活動の実施や安全安心なまちづくり関係功労者表彰（総理大臣表彰）等を担当しています。

Q2 最近のトピックスは？

再犯防止を推進するには、国だけでなく、地方公共団体の取組も必要不可欠です。そこで、各地方において蓄積された再犯防止の取組の成果や課題を全ての地方公共団体へ共有し、意見交換することを通じて更なる取組の促進を図ることを目的に、本年7月25日、「地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議）」を開催しました。会議では、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくようにするための具体的取組が紹介され、参加された地方公共団体の皆さんは、講演や意見交換を通じて、再犯防止施策の在り方について考えを深められた様子でした。



▲全国会議の様子

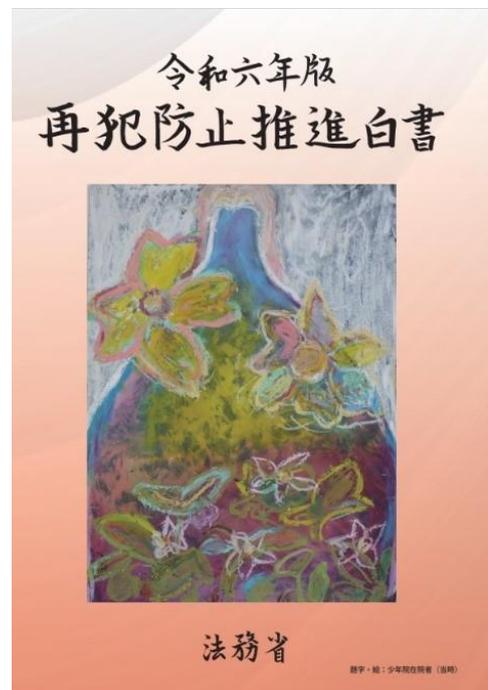
Q3 再犯防止推進第一係・第二係のやりがいて何？

当係は、閣議決定を要する政府全体に関わる業務など、省内各部署や他省庁と折衝を行う業務が多く、スケールの大きな仕事をすることができます。

また、広報・啓発活動の検討に当たっては、自由な発想で時流に合った企画を考えることができ、クリエイティブな仕事ができる職場でもあります。内容の企画から完成に至るまでの段取りを考えるのは大変ですが、成果物が形になったときには、大きな達成感を感じます。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

再犯防止推進白書の特集記事を執筆するため、犯罪や非行から立ち直った方とその支援者の方にインタビューを行いました。社会復帰後に実際に直面した困難についてお話を伺い、立ち直りの難しさを肌で感じ、立ち直りの意義について改めて考える機会となりました。このインタビューで得た成果を踏まえ、罪を犯した人の立ち直りをより一層支えられるよう、再犯防止施策の更なる推進を図っていきたいと思います。



▲令和6年版再犯防止推進白書

法の日フェスタ in 赤れんが 2025

法務省では、以下の日程で「法の日フェスタin赤れんが2025」を開催します。

皆さまの御来省をお待ちしております！

【日時】

2025年10月4日（土）10:00～16:00

【会場】

法務省（千代田区霞が関1-1-1）
入口：法務省西門（赤れんがの建物側です。）

☆詳しくは、[法務省ホームページ](#)を御覧ください。

